

万が一の事故でも慌てない！交通事故が起きたときの大切な「6つの手順」

事故は誰にでも起こり得るものです。いざという時に落ち着いて行動できるよう、このチラシを車検証と一緒にダッシュボードに保管しておきましょう。

1. 負傷者の救護（119番）

- まずはケガ人がいないか確認してください。
- ・ 負傷者がいる場合は、迷わず119番（救急）へ連絡します。
 - ・ 後続車による二次災害の危険がない限り、むやみに負傷者を動かさないでください。

2. 危険の防止（安全確保）

- 道路上の危険を排除し、二次災害を防ぎます。
- ・ 自力走行が可能な場合は、車両を安全な場所（路肩や空き地など）に移動させます。
 - ・ ハザードランプを点灯し、必要に応じて発炎筒や停止表示器材（三角表示板）を設置してください。

3. 警察への連絡（110番）

- 事故の大小（キズの程度）に関わらず、必ず警察へ通報してください。
- ・ 110番へ連絡し、事故が発生した場所、負傷者の有無、事故の状況を伝えます。
 - ・ ※警察に届け出をしていないと、自動車保険の請求に必要な「交通事故証明書」が発行されません。

4. 相手方の確認と証拠の保存

- 警察の到着を待つ間、安全な場所で情報の確認を行います。
- ・ 相手の情報を控える：氏名、住所、連絡先、車のナンバー、加入している保険会社（自賠責・任意保険）。
 - ・ 状況の記録：スマートフォン等で、お互いの車の損傷箇所や事故現場の状況（信号、標識、ブレーキ痕など）の写真を多角的に撮影しておきます。ドライブレコーダーのデータ保存も忘れずに行ってください。

5. 目撃者の確認

- 周囲に目撃者がいた場合、後日トラブルになった際の重要な証人となります。
- ・ 可能な範囲で協力を依頼し、氏名や連絡先を伺っておきます。

6. 当店・保険会社への連絡

- 現場での対応が落ち着き次第、速やかに当店およびご加入の保険会社へご連絡ください。
- ・ お車の引き上げ（レッカー手配）や修理の段取り、保険会社とのやり取りなど、今後の手続きをスムーズに進めるためのサポートをいたします。

⚠ 絶対に避けるべき NG 行動

その場での「示談」や「口約束」は厳禁です。

相手方から「警察には呼ばないで済ませよう」「修理代は全額払うから」と持ちかけられても、絶対に応じないでください。その場で念書を書いたり和解してしまうと、後から適切な賠償が受けられなくなったり、保険が適用されなくなる恐れがあります。必ず警察を介し、保険会社に対応を任せてください。

保険会社への事故報告

損保ジャパンでご契約のお客様
自動車保険の事故受付

☎ 0120-256-110

東京海上日動でご契約のお客様
自動車保険（事故）

☎ 0120-330-110

事故受付ページ



JAF を呼ぶ

短縮ダイヤル（有料）

#8139

携帯通話料金固定の方

関西コールセンター

06-6455-0123

JAF を呼ぶ



鳥取日産 へのご連絡

定休日：毎週月曜日および毎月第一日曜日（境港店のみ日曜日が不定休）

営業時間：9：00～18：30

米子店 米子市車尾2丁目16番18号
TEL 0859-33-1331

境港店 境港市浜ノ町117
TEL 0859-44-8623

鳥取店 鳥取市桜谷232
TEL 0857-22-8344

千代水店 鳥取市千代水2丁目16番地
TEL 0857-31-1723

倉吉店 倉吉市清谷1518番地
TEL 0858-26-2311

鳥取日産
お問い合わせ
フォーム



鳥取日産自動車販売株式会社